令和５年１０月１１日

質問者　各位

鳥取県東部４町障がい者地域生活支援協議会事務局

（公印省略）

質問書への回答

鳥取県東部4町基幹相談支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル方式実施要綱に基づく質問書に対して、下記の通り回答いたします。

（質問１）

○業務委託仕様書　８（３）設備及び備品について

システム導入や公用車の導入費用は委託料の範囲内で準備をするという認識でよろしいでしょうか。

**（回答１）**

**システム導入や公用車の導入費用に関しては、令和６年４月１日以降にかかる経費についてはリース料として計上しておりますが、令和６年３月３１日以前にかかる経費については受託者に負担していただくこととしております。**

**〔業務委託仕様書　４　準備期間　参照〕**

**契約日から令和６年３月３1日までとする。**

**なお、この期間に要する費用は受託者の負担とする。**

（質問２）

○業務委託仕様書　９（１）配置職員について

「相談支援業務に従事する職員であり、原則専従かつ常勤であり、週５日勤務（概ね週４０時間勤務の職員）を基本とし」、とありますが、例えば、基幹相談支援の専門職が特定相談、一般相談の専門職と兼務の場合、特定相談、一般相談も含め、同時進行的に相談支援にあたった場合、委託料は負担割合で減算となりますでしょうか。

**（回答２）**

**特定相談等と兼務の場合、従事者勤務体制一覧（及び職員の勤務状況表）に基づき、基幹相談支援センターの勤務割合を乗じた人件費を委託料としてお支払いするものとしております。**

**〔業務委託仕様書　９（１）配置職員　参照〕**

**専門職は、専従かつ常勤を原則とするが、兼務又は非常勤での勤務となる場合は、本来の人件費に基幹相談支援センターに勤務した割合を乗じた金額を支払うものとする。**

（質問３）

○基幹相談支援センター運営にあたり、事前に鳥取市基幹相談支援センターでの研修や指導などは受けられるでしょうか。

**（回答３）**

**現状では想定しておりませんが、運営に当たっては委託者（東部4町）でバックアップを行う予定としておりますので、関係機関へ相談し可能であれば設定させていただきます。ただし、研修等に係る経費は積算に入っていない為、費用が発生した場合は受託者の負担にて実施することが想定されることをご了承ください。**